

就労支援フォーラム NIPPON2019 ポスター発表



(社福)姫路市社会福祉事業団 姫路市総合福祉通園センター・ルネス花北

姫路市立かしのきの里

(就労移行支援・就労継続支援B型・就労定着支援)

発表テーマ

『特別支援学校在校生への就労アセスメント』

“一般的な”就労アセスメントとは・・・

●障害者就業・生活支援センターモデル事業

障害者就業・生活支援センターによる就労系障害福祉サービスの利用に関するアセスメント等にかかる課題を検討・整理するため、平成24年度～26年度にかけてモデル事業を実施。

<モデル事業実施センター>

- ・障害者就業・生活支援センター ZAC(埼玉県東松山市)
- ・障害者就業・生活支援センター 香取就業センター(千葉県香取市)
- ・障害者就業・生活支援センター しゅーと(鳥取県米子市)
- ・浜田障害者就業・生活支援センター レント(島根県浜田市)

●平成27年4月1日以降に就労継続支援 B 型のサービスを新たに利用する場合、下記の①～④のいずれかの条件が必要。

- ① 就労経験があって、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳以上
- ③ 障害基礎年金1級受給者(20才以上)
- ④ 就労移行支援事業を利用してアセスメントを受け、就労継続支援 B 型の利用が適当と判断された者

標準期間:1ヶ月
実施機関:就労移行支援事業所

姫路市では、一般向けと在校生向けでは就労アセスメントの目的や対象者の状況が異なるため、新たな枠組みを検討した。

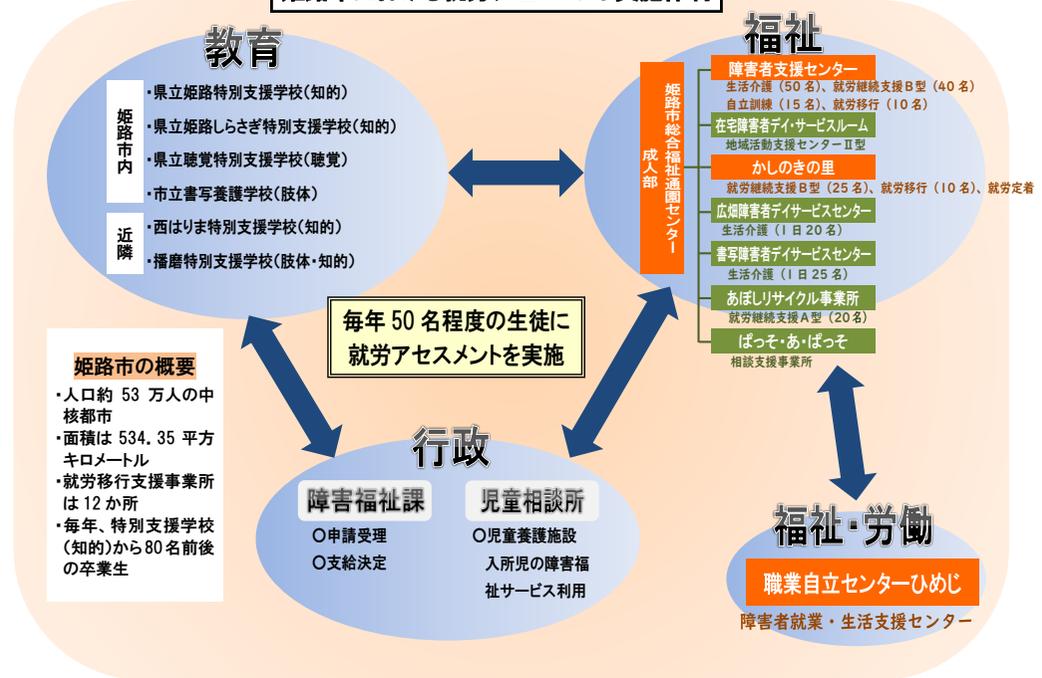
⇒ **平成25年度から「姫路方式」で実施。**

姫路方式の就労アセスメント(在校生向け)

特別支援学校在校生については大きな課題があった
課題① 学校のスケジュールで1ヶ月休めない
課題② マンツーマン対応が必要な生徒のアセスメントは、就労移行支援事業所のみでは困難

- 高等部2年生で実施
→特別支援学校との協働事業(ふあ～すと・すてっぷ)で、高等部1年生で事業所見学・体験利用し、2年生にかけて統一的に評価する
- 期間は夏休みを除く5日間
→学校からスケジュールの提案を受ける(学校は出席扱い)
- サービス等利用計画はセルフプラン
→相談支援事業所の負担軽減(学校から生徒見学を受けとる)
- 実施機関は公立である姫路市総合福祉通園センターの就労移行支援事業所(姫路市立かしのきの里・姫路市立障害者支援センター)
→評価の統一性
- 姫路市総合福祉通園センターの就労移行・自立訓練・就B・生活介護の各支援者が複数で、それぞれの作業・活動場面で評価(施設外支援の活用)
→評価の客観性・公平性、多様な生徒に対応
- 就業・生活支援センター(職業自立センターひめじ)との協働
→評価内容の確認、人事異動による評価者育成
- 生徒一人ひとりの評価を学校にフィードバック
→学校の進路指導をバックアップ

姫路市における就労アセスメント実施体制



今後の課題と提言

○評価の統一性・客観性の向上

- 1法人(1事業所)での実施、評価基準の標準化と評価者研修

○評価の有効活用

- 特別支援学校との連携強化、進路担当へのバックアップ

○暫定支給による就労移行支援の利用から事業化へ

- 安定したアセスメント体制の整備(財源の創設)